

経済産業省委託

欧州主要国の産業統計事情に関する調査研究

調査報告書

平成23年2月

新日本有限責任監査法人

目次

はじめに	i
第1章 統計組織について	
1-1 統計組織及び予算配分	1- 1
1-1-1. イギリス	
1-1-2. フランス	
1-1-3. ドイツ	
1-1-4. ユーロスタット	
1-2 統計職員の確保と人材育成	1-21
1-3 学術組織との交流・連携	1-25
1-4 統計の信頼性確保及び広報活動	1-26
第2章 統計の手法、品質確保について	
2-1 ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・活用	2- 1
2-2 統計調査実施の効率化	2- 3
2-3 統計の品質確保と評価方法	2- 5
おわりに:調査研究全体を通して	3- 1
【添付資料】	
・現地調査時収集資料一覧	
(1)イギリス国家統計局より入手した資料	
(2)フランス国立統計経済研究所より入手した資料	
(3)ユーロスタット(欧州統計局)より受領した資料	
・現地出張面談メモ	

はじめに

【調査研究の目的】

平成 21 年 3 月に閣議決定された公的統計の整備に関する基本的な計画において、「統計の体系的整備」、「統計データの有効活用の推進」、「効率的な統計作成」並びに「統計リソースの確保」などの施策が掲げられており、関係省庁は平成 26 年度までに当該施策を着実かつ計画的に推進することとされた。

経済産業省が実施している統計調査は、企業・事業所（鉱業、製造業、商業、一部のサービス業など）を対象に産業構造や実態を把握する経済指標を示す統計調査であることから、当該施策を着実かつ計画的に実行するため、十分な検討を行う必要がある。

一方、欧州においては、統計の体系的整備、統計データの有効活用の推進、効率的な統計作成や統計リソースの確保といった基本計画に掲げられている施策に関して、先進的な取り組みが行われている。

例えば行政記録を活用した各種統計調査が各国において実施され、また、英国においては関係省庁による横断的な政府統計の精度・中立性確保の取り組みが行われ、フランスにおいては国立統計経済研究所（INSEE）の主導により統計人材の育成が積極的に行われている等、基本計画の施策や経済産業省の統計調査について効率的な見直しの検討を行う上で参考となる施策が実施されている。

このため、本事業により、我が国の産業関連統計の体系的整備等基本計画に沿った施策の策定・実施検討する際の参考とするために、統計調査の実施や統計リソースの確保並びに有効活用のための方策等の欧州主要国の統計事情について、有識者による研究会を組織して現地調査を含む調査研究を実施した。

【調査研究の方法】

我が国の産業統計に関して、公的統計の整備に関する基本的な計画に沿った施策を策定・実施するために必要な課題のうち、主に以下の項目に焦点を当て、研究会にて検討を行うとともに、欧州主要国（イギリス、フランス、ドイツ、ルクセンブルク（欧州統計局）、ベルギー（欧州委員会））を訪問して現地調査を行った。

- ・ 統計組織及び予算配分
- ・ 統計職員の確保と人材育成
- ・ 学術組織との交流・連携
- ・ 統計組織の信頼性確保及び広報活動
- ・ ビジネスレジスター（母集団データベース）の構築・活用
- ・ 統計調査実施の効率化
- ・ 統計の品質確保と評価方法

【研究会】

有識者による研究会については以下のとおり。

委員長 小 卷 泰 之 日本大学経済学部教授
委員 菅 幹 夫 東京国際大学経済学部教授
委員 松 浦 寿 幸 慶應義塾大学産業研究所専任講師

オブザーバー 村 上 樹 人 経済産業省調査統計部広報・国際室長
今 井 洋 夫 同 産業統計室長
平 木 忠 義 同 産業統計室企画調整一係長
荒 川 晋 也 同 広報・国際室参事官補佐
早 川 智 彦 同 広報・国際室統計解析専門職
北 村 清一郎 同 広報・国際室国際二係長

事務局 山 田 聡 新日本有限監査法人シニア・マネージャー
西 川 圭 輔 アーンスト・アント・ヤング・アトハイザリー(株)シニアアトハイザー

【現地調査】

調査団長 小 卷 泰 之
団員 今 井 洋 夫
団員 平 木 忠 義
団員 山 田 聡
団員 西 川 圭 輔

スケジュール

(出張期間)

2011年1月11日～21日

(面会相手機関)

2011年1月12日 国連工業開発機関 (今井、平木のみ)

14日 英国国家統計局

17日 フランス国家経済研究所

18日 ユーロスタット

19日 欧州連合

20日 ドイツ経済研究所、ドイツ連邦内務省

第1章 統計組織について

1-1. 統計組織及び予算配分

1-1-1. イギリス

(1) 国家統計局(ONS)の概要

1) 設立形態

国家統計局(Office for National Statistics: ONS)はイギリスにおける最大の統計作成機関であり、UK Statistics Authority の監督下で、統計作成を担当し、また、組織の独立性を確保するため、英国議会に属する組織となっている。現在の組織の成り立ちと主な経緯は以下の通りである。

- 2000年頃より、イギリスでは統計作成機関の独立性を重視する議論が生じ、それを受けて2007年に行政から独立した組織となった(モデルはイギリス中央銀行)。根拠法は「2007年統計・登録サービス法(Statistics and Registration Services Act 2007)」である。
- UK Statistics Authority は、2007年にイギリス大蔵省から権限を引き継いで監督機能を果たしている。ここでは、ONS の担当分野以外も含む全ての公的統計のモニタリングや評価等を担当している。
- ONS の母体は第二次世界大戦中に成立した中央統計局(以下 CSO)である。その後、CSO がいくつかの統計作成機関と統合し、さらに1996年に当時のCSOと人口センサスを担当していた人口センサス調査局(Office of Population Censuses and Surveys: OPCS)が合併して現在のONSが成立した。

2) 組織運営

ONS は3つのレベルの意志決定機関により運営されているが、最高決定機関は2008年4月に設立されたUK Statistics Authority Board(統計理事会)となっている。理事会は、ONS の戦略や全体的な政策フレームワークの構築などの組織的な意志決定を担っており、ONS 局長他幹部2名を含む11名で構成されている。また、政府統計全てのモニタリングの責任を担った組織でもある。

しかし、定期的な統計の監視はONS 理事会にゆだねられており、実質的な運営を担っている。日常的な業務の管理は常勤職員により構成される Executive Committee(運営委員会)の担当となっており、その下に以下の5つの小委員会が設置されている。

- 投資・計画委員会(Investment and Planning Committee: IPC)
- 統計計画委員会(Statistical Planning Committee: (Planning))
- 統計政策委員会(Statistical Policy Committee: SPC)
- 情報保証・活用委員会(Information Assurance and Exploitation Committee (IAEC))
- 人事委員会(People Committee (People))

3) 予算・組織

① 予算

2009/2010 年度の予算は、213 百万英ポンド(約 280 億円)

② 構成員

3,400 名(そのうち 1,400 名は社会統計調査を担当する調査員でありフルタイムでは 800 人分に相当)の職員を抱えており、「経済・労働・社会分析」「国勢調査」「企業サービス」「統計手法」等、7つの局に分かれている。

③ 本部・事務所

本部:ニューポート本部(2007 年に行政から独立した組織となったことに伴い、本部をロンドンからイギリス西部のニューポートへと移転)

その他に、テッチフィールド、ロンドンにも事務所を構えている。本部のニューポートでは企業統計などの経済に関する統計を取り扱っており、約 1,500 人が所属している。テッチフィールドは国勢調査や人口統計などを管轄している(約 700 人が在籍)。

4) 戦略の方向性

ONS は、

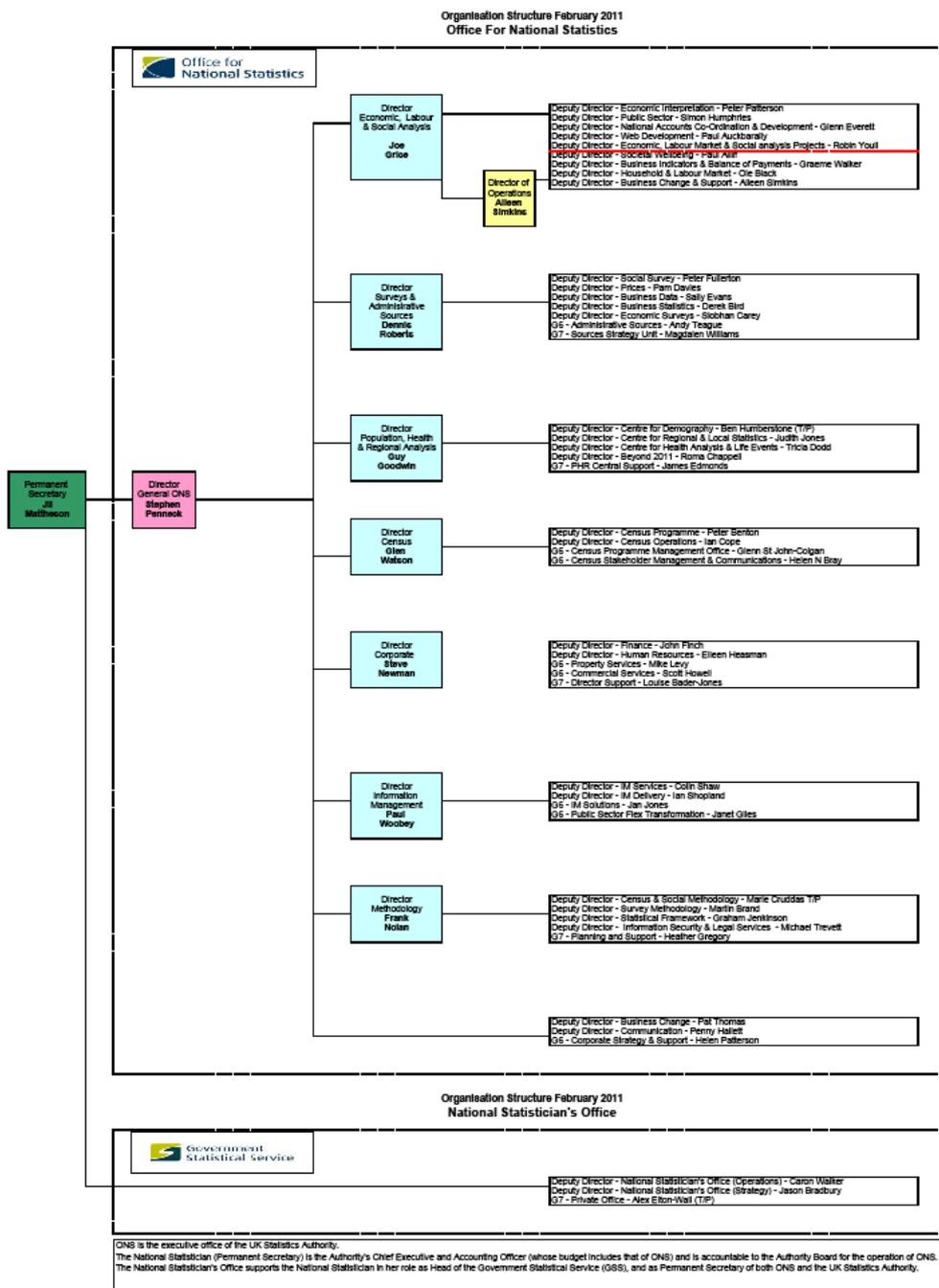
「イギリスの生活理解の向上及び、信頼性、関連性、独立性を有している統計及び分析という情報に基づいた意思決定を可能にさせること」

を主たるミッションとして掲げている。特に統計に対する信頼性の確保を重視しており、統計ユーザーの意志決定を促し、優先課題を達成できるような統計、分析、アドバイスを提供することとしている。

そのミッションを果たすために、2015 年に向けて「人々に最も信頼された統計」というビジョンを掲げている。ビジョンの達成に向けて、ONS は戦略目標(Strategic Aims)として以下を掲げている。

Our leadership and skills	ONS におけるリーダーシップの養成
Our record of delivery	統計ユーザーの要請に対応した形式で、統計のメッセージが明確に伝わるよう、統計や分析を発表
Understanding of the quality of our statistics	統計ユーザーが ONS の統計の質について理解し、その質がユーザーの期待に応える水準であるように ONS が努力
Our strength in innovation	主要な統計ユーザーのニーズを先取りするなど、社会・技術の環境変化に対応するよう努力
The value for money we give	予算が限られている中で、統計ユーザーのニーズに応えるように努力

図 1 ONS 組織図



(2)ONS の歴史

イギリスの統計作成は 1930 年代まで伝統的に分散型システムの下で行われてきた。そこでは各省庁間の調整は特段行われず、ばらばらに統計が作成されてきていたため、1941 年にチャーチル首相は統計機構の抜本的改革を実施し、中央統計局 (Central Statistics Office: CSO) を創設した。設立当初は各省庁間の調整が中心的な役割であったが、1960 年代には統計管理についてより強い権限を付与された。また、この時期には専門の政府統計職員を養成する機能も併せ持つ政府統計サービス (Government Statistical Services: GSS) が創設された¹。

その後、1970 年代に CSO は拡大期を迎えたが、1980 年代以降のサッチャー政権の行財政改革の下、効率化を図るため GSS の徹底的な見直しが行われた。しかし、1980 年代末に、雇用統計の精度や平均賃金データなどの政府統計に対する政治介入が指摘され、政府統計への信頼性が揺らぐ事態が生じたこともあり、再び CSO は拡大に転じ、さらに 1996 年には調整機能強化を目的として CSO と人口センサス調査局 (OPCS) が合併して現在の ONS が発足した。この合併により、英国全体にわたる経済統計と社会統計の統合が推進される体制が整った。また、2000 年には精度が高く、完全性と独立性が確保された政府統計の提供を目的に「国家統計 (National Statistics)」の枠組みが立ち上がりると同時に、ONS に対する助言機関として、統計委員会 (Statistics Commission) が設置された。

現在は、Statistics and Registration Services Act 2007 に基づいて UK Statistics Authority (統計理事会) が設立され (統計委員会は廃止)、ONS はその監督の下に統計サービスを提供している。

イギリス統計組織を取り巻く主要な出来事は以下の通りである。

1801 年: 英国として、最初の正規の人口センサスを実施

1837 年: General Register Office² (以下 GRO) がイングランド地方、ウェールズ地方に誕生。

以下 1855 年にスコットランド地方、1864 年にアイルランド地方に誕生した。

1841 年: GRO による最初の人口センサスが実施

1941 年: 中央統計局 Central Statistical Office (以下 CSO) 設立

1969 年: 企業統計局 (Business Statistics Office: BSO) 設置

1970 年: GRO と政府社会調査局が合併し、人口センサス調査局 (Office of Population Censuses and Surveys : OPCS) が設立される

1989 年: 景気統計局が CSO と合併

¹ GSS は政府全体にわたる統計専門家集団の総括組織であり、現在 6,700 名程度 (うち半数は ONS、残りは他の省庁等) により構成されている。

² General Register Office (登録局) は婚姻、出生、死亡等を届け出る機関である。

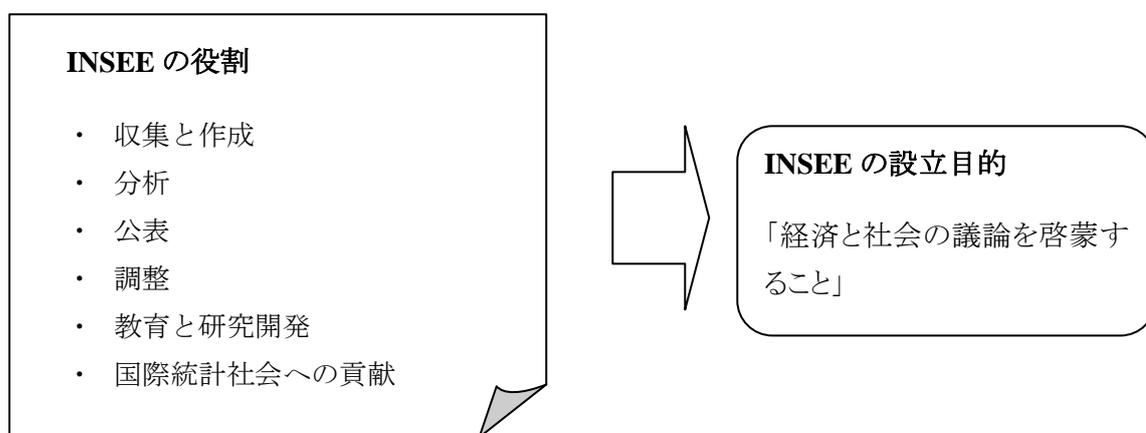
- 1996 年: 国家統計局 Office for National Statistics(以下 ONS) が CSO、OPCS 及び雇用省の統計部門が合併し設立された。
- 2000 年: 統計委員会 (Statistics Commission) および、国家統計システム (National Statistics System) が設立。
- 2005 年: 大蔵大臣が統計機関の独立に関する法案を発表した。
- 2007 年: 上記、法案は上院可決後、国王によって裁可された。
- 2008 年: UK Statistics Authority が設立。(Statistics Commission は廃止)

1-1-2. フランス

(1)フランス国立統計経済研究所(INSEE)の概要

1)INSEE の役割

INSEE (L'Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques)は、フランスにおける統計の作成機関である。その主たる設立目的は「経済と社会の議論を啓蒙すること(éclairer le débat économique et social)」あり、その目的を達成するために、INSEE が統計の「収集と作成」、「分析」、「公表」、「調整」、「教育と研究」、「国際統計社会への貢献」の 6 つの役割を統計に関して実施している。



上の 6 項目のうち、まず「収集と作成」、「分析」、「公表」、「調整」に関する概要を以下に示す。

①収集と作成

INSEE では、国勢調査等人口関係の調査を実施しているほか、フランス経済の主要統計を作成している。例えば、国家財政に関する統計、生産活動に関する統計や小売物価統計などである。そのほか、雇用や生活水準、住居、健康等に関する統計のアンケート調査を定期的に行っている。また、「企業総覧(SIRENE)」や、「住民基本台帳(RNIPP)」などの電子台帳などを管理している。

②分析

INSEE は自ら収集した統計をもとに、経済に関する分析、特に生産活動に関する分析を発表している。そのほか経済・金融のバランス、企業の動向、経済セクター別の動向なども分析対象としている。さらに、フランス社会に関する研究も行っている。すなわち、人口動態(誕生、死亡、移動)、教育、就労と失業、収入と貧困、生活水準など。これらの分析のうち幾つかは、

しばしば地域間を横断する形で実施され、人口や経済活動が地域間でどのように移動するの
かを分析する。

また、フランス経済の短期的な見通しの公表と、対応策の提示を行うほか、フランス経済・社
会に関する中長期の見通しを行うためのツールの開発も行っている。

③公表

INSEEによって作成されるデータや統計指標及び分析結果は、無料でインターネットを通じ
て提供される。統計結果の公表は、INSEEにとって重要な業務である。

企業、行政官、地方自治体、調査員、学生、ジャーナリスト、一般市民は、守秘義務の制限
の範囲内であれば、INSEEが作成したどのような公的統計サービスにもアクセスすることがで
きる。

また、INSEEでは、特定のユーザーの求めに応じて、特別な表の作成、データの抽出などを
行うことがある。さらに、研究や分析、あるいはアンケート調査などを、行政官、地方の公的当
局などの求めに応じて実施することもある。

④調整

フランスの官公庁の多くは、自身の担当分野に関する公的統計サービスを提供しており、
INSEEはこうした他省庁が作成する統計に関する調整役を担っている。

また、INSEEはCNIS(クニス)と呼ばれる「国家統計情報評議会」の事務局を務めている。こ
の評議会は、統計に関する計画とサービスに関して意見を提出し、統計の品質に関する監視
を行うほか、規程(守秘義務の遵守、質問への対応が義務付けられた統計の回答等)が正しく
守られているかを監督する等の役割を担っている。

各省庁との調整に関して、INSEEは具体的に以下の事項を担当している。

- INSEEは、統計サービスの分野の人材育成とそのキャリアの管理を担当する。
- 統計情報の首尾一貫性を管理する。すなわち、国勢調査や企業センサスの管理を行うほか、
分類の概念や定義の策定、国際的な基準策定へ参加する。
- 公的統計サービスが保有する情報の交換を可能にするようなツールを開発し、それに必要と
なる投資コストを互いに分担する。
- 企業との関係発展のために良い環境を生成することに貢献する。
- 各省庁の統計サービスにアクセスすることが出来る公的統計のポータルサイト(“Portail de la
statistique publique”)を保有して管理する。

2) INSEEの予算と職員

①予算

INSEEの予算は、財政法(loi de la finances)の適用を受けて、経済財政雇用省の予算の一
部を構成している。予算には、人件費のほかに経常費用(材料費、不動産の取得・維持、文房

具、印刷費)、さらには特別調査のような非経常的な費用に対するものも含まれており、2009年の予算額は420百万ユーロ(約6,300億円)であった。また、政府予算以外にも、統計刊行物の販売や、その他の組織からの関連収入がある。2009年のそれらの収入は15百万ユーロ(約2,250億円)であった。

②職員

i) 地位

INSEEの職員は、正規職員(fonctionnaires)もしくは非正規職員(non-titulaires)に分けられる。総職員数は5,834人である(行政官が約600人、統計専門官が約1,500人、統計管理職員が約2,000人、事務補助が約2,000人)。

a) 正規職員(公務員)

正規職員については、国家公務員として無期雇用を保証され、一般的な公務員規則に従うことが求められている。公務員については幾つかの階層に分かれており、それぞれの服務規程に従う必要がある。それらの階層とは、Administrateur(行政官)、Attachés(統計専門官)、Contrôleurs(統計管理職員)、Adjoint Administratifs(事務補助)である。

b) 非正規職員

特定の契約に基づく職員および臨時職員を指す。これらの職員は、INSEEと雇用契約を結ぶ。

また、職員は、以下のカテゴリーに分類される。

a) カテゴリーA(幹部職)

一般監督官(Inspecteurs)、行政官、統計専門官、特定職

b) カテゴリーB

統計管理職員、大学入学試験資格保有者から選抜されたもの、カテゴリーCから選ばれたもの、Cefil(INSEE Libourne 研修センター)で教育を受けたもの

c) カテゴリーC

事務補助員(秘書なども含む)

総職員5,834名を区分すると以下の通りである。

a) 地位別

正規職員:97%

非正規職員:3%

b) カテゴリー別

カテゴリーA:29%

カテゴリーB:39%

カテゴリーC:32%

c) 所属先別

総局:20%

地域局および統計アンケートセンター(在 Caen(カーン)):66%

国家情報総局:7%

Genes(経済統計に関する国立学校グループ)および Cefil:7%

ii) 採用

INSEE では、その目的を達成するために、多様な職種で採用活動を行っている。具体的には統計専門家、エコノミスト、研究者、発表担当者、情報技術者、事務部門などである。

これらの職種は、主として 4 つの職種に分けて採用が行われる。すなわち、行政官(Administrateurs)、統計専門官(Attachés Statisticiens)、統計管理職員(Controleurs)、事務補助(Adjoints Administratifs)である。また、人員の補充が、「公的雇用に関する省庁間市場(la bourse interministérielle de l'emploi public)」と称する場を通じて募集されることもある。

以下、行政官(Administrateurs)、統計専門官(Attachés Statisticiens)、統計管理職員(Controleurs)、事務補助(Adjoints Administratifs)について説明する。

a) 行政官(Administrateurs)

行政官は、公開統計情報システムの企画、運営、調整に責任を負う。大半は、パリの INSEE 本部で勤務するが、一部、地方組織あるいは、他省庁の統計作成部署に勤務するものもいる。また、出向で公的組織や大手企業、銀行に勤務するものもいる。

新任行政官の教育は前述の教育機関 ENSAE(国立統計・行政経済学院)で実施される。ENSAE での 3 年間の教育の過程で、現役あるいは退官した ENSAE の行政官、監督官が ENSAE で監視役を務める。

(参考)待遇について

ENSAE のホームページによると、ENSAE を卒業した後に、INSEE 職員となる卒業生の給与は、月額 3,700 ユーロ(手取り、社会保険込み)とのこと。また、卒業後、15 年後の給与については、月額 6,000 ~7,000 ユーロ(同)程度としている。

b) 統計専門官(Attachés Statisticiens)

統計専門官は、統計作成、公表、内容分析に従事する。勤務地は、パリ本部、地方組織、あるいは国立情報センター。他の中央省庁、地方官庁で統計作成の任務に就くこともある。なおベテランについては、他国に経済協力の専門家として派遣されることもある。

新任統計専門官は、後述の統計専門学校 ENSAI で 2 年間の研修を受ける。

c) 統計管理職員 (Controleurs)

統計管理職員は、INSEE の全てのサービスに従事する。特に統計作成に従事することが多いが、同様に情報技術、事務的な仕事も行う。

- 統計分野では、データの収集、分析を実施するほか、企業センサスおよび国民センサスの管理、収集した情報の分析および整理、情報発信を担当する。
- 情報技術の面では、統計管理職員は、情報アプリケーションの開発および統計利用者の支援を行うほか、情報機器(ネットワーク、サーバー)の管理、データベースの管理を行う。
- 事務分野では、人事管理、物品管理、資金管理を担当する。

新任統計管理職員の教育は、通常 1 年間の研修を通じて実施されており、内訳は

- ・ 半年間の Cefil における研修
- ・ 3 ヶ月の所属部署内における研修
- ・ 3 ヶ月の配属ポストにおける研修

である。また、研修施設 Cefil でビデオを利用して研修を受けることも可能である。

d) 事務補助 (Adjoints Administratifs)

INSEE の中央及び地方組織の中で、カテゴリー A およびカテゴリー B に属する職員からの事務的、技術的な指示に従って職務を遂行する役割を担っている。

3) INSEE の歴史

INSEE は、1946 年 4 月 27 日財政法(32 条、33 条)に基づいて成立したが、そもそも INSEE の前身は、1833 年に誕生した一般統計局である。INSEE は、それ以来途絶することなく続いてきた公的統計作成組織の機能を引き継ぐかたちで誕生したものである。

以下に、INSEE を中心としたフランスにおける統計作成機関の歴史を簡単に記す。

第一期: 現代的な公的統計の誕生 (1833 年～1940 年)

1833 年、商業省のもとに統計作成機関である総統計局 (Bureau de Statistique Générale) が誕生し、1840 年に名称をフランス総統計局 (Statistique Générale de la France<SGF>) と改称した。その後、1906 年に雇用省に移管され、経営や雇用者報酬に関する部門に所属し、消費統計や消費者物価統計などを新しく作成した。

その後、1930 年～36 年の間、大統領府の管轄下に置かれた後、1936 年の末に国家経済

省の監督下に移された。1930年代には、SGF以外にも他の行政官庁の中にも統計サービスを担当する部局が誕生したこともあり、当時のSGFの主たる役割は、①一つの官庁だけでは、対応できない調査(例えば国勢調査)の実施、②市民生活に関する統計の発表、③物価に関する統計の発表、④政府統計の調整役、⑤統計結果の分析、⑥統計年鑑の作成等であった。

なお、この当時の職員数は、150名弱であった。

第二期:国家統計サービス(1941年～1945年)

1941年になると、財務省の下に、SGF以下の他省の関係部局が統合される形で、国家統計サービス局(Service National des Statistiques)が設立された。SNSの創設者にあたるRené Carmilleは、地方統計局の開設、教育機関の創設などを実施し、今日のINSEEの基礎となる統計作成機関としての骨格を整えた。(なお、Carmilleは、1944年に反ナチスレジスタンスに参加したとの疑いで逮捕され、1945年1月に死去した。)

第三期:INSEEの誕生(1946年～60年代)

1946年4月27日法により現在のINSEEが誕生。設立当初は、戦争で混乱した統計の再構築が最も重要な課題であった。また、米国流のアンケート調査(サンプリング)が導入されたのはこの頃である。

INSEEの人員は、予算制約などの理由から、1946年の6,400名から1960年には3,000名に減少した。

第四期:開放と再編(1967年～1974年)

1960年代末になると、統計のユーザーへの便宜をはかるために、公表資料を増やすなど統計結果の公表に注力するようになった。同じ時期にINSEEでは、CNISの前身となるCNSを組織して、統計ユーザーとの公聴会の場とした。

1971年のマッキンゼー社の報告書を受けて、INSEEの組織は大幅に再編された。これに伴い、家計部門、企業部門の統計が大幅に増加した。1972年には、初めて製造業と建設業の年次企業調査が実施された。

この間、他省庁が作成する統計も増加していったが、INSEEは、調整を行い必要な人材を供給する中で、公的統計整備の中心的な役割を果たすようになった。

1970年に5,600名程度であった職員数は、その後、1976年には7,000名まで増加した。

第五期:独立性と多様性の確立(1975年～1987年)

1970年代後半以降、INSEEは地方組織の近代化を図り、独立性を高めるほか、業務の「多様化(Diversification)」も進めた。

大きな変化は、情報システムを活用したSUSE(企業統計統合システム)、SIRENE(企業・事

業所国家統計一覧情報システム)などを構築したほか、基準に関しても NAP(活動及び生産物に関する統計基準)、PCS(職業分類)などの新基準を導入した。

この時期には、情報技術の発達により、公的機関等が保有する情報をより有効に活用する可能性が広がってきた。こうした中で、1986年12月23日法によって、INSEEは、統計作成の目的で公的当局が保有するデータを統計作成のために利用することが認められるようになった。それ以降、INSEEは行政記録を利用した統計の拡充を積極的に進めている。

第六期:新たな課題と新しい品質の基準(1988年～2000年)

1980年代後半になると、新たな課題が浮かび上がってきた。①統計システムと企業の関係の再構築、②地方部門の活動の拡大、③景気循環により左右されるようになってきた経済への対応、④国際関係の強化である。

最も大きな変化は、企業統計の専門部局を誕生させたことである。この部局を通じて、企業統計システムの一貫性に関する課題、回答者であり統計ユーザーでもある企業との関係改善について取り組みを行うこととなった。具体的には、統計回答者に負担をかけない調査票の作成を検討する委員会をCNISの内部に立ち上げたほか、様々な統計作成にあたってサンプル抽出の際に同じ中小企業にばかり統計回答の負担をかけないようにするなどである。

また、国際関係に関しては、欧州通貨統合が進捗する中で、東欧諸国に対する国民経済計算、企業統計、物価統計の作成方法などで支援を行った。またアフリカのAfristatの設立に伴って、サブサハラ諸国へのキャパシティ・ビルディングの強化などにも対応した。

第七期:技術革新と統計ガバナンス(2001年以降)

2001年以降は、欧州統合の中で、INSEEのシステムを欧州全体と調和のとれたものにするための努力が進められている。こうした中で、フランス国内では、情報技術の発展とともに、より行政記録を活用して統計回答者の負担を軽減し、経費を削減するための取組みが進められている。また、品質の問題への対応がより重要になっている。欧州規則の中でも求められているものだが、いわゆる「メタ情報」を詳細に公開するように努力を行っている。

1-1-3. ドイツ

(1) 連邦統計局(SBD)の概要

1) 概要

連邦統計局(Statistisches Bundesamt Deutschland)によると、連邦統計局に在籍している総職員数は 2,780 名である。ヘッセン州ヴィーズバーデンに本部を置き、その他、ボンに支部、ベルリンにサービスオフィスを置いている。

- ▶ ベルリンのサービスオフィスは「i-Punkt」と称し、ドイツ議会、連邦政府、外国大使館、民間企業関係者等にドイツの公的統計に関する利用可能なデータ情報発信を行っている。
- ▶ さらに、ヴィーズバーデンには、ドイツ最大の統計に関する専門図書館があり、連邦統計局が運営している。

2) 役割

ドイツ連邦統計局の役割は、「客観的で、他の影響を受けない、品質の高い統計情報を広く公表すること」であるとしている。統計情報は全ての人(政治家、政府、行政官、ビジネスマン、市民等)にとって利用可能なものでなければならず、連邦統計局の義務と責任は連邦統計法(The Federal Law on Statistics)に明記されている。

なお、ドイツでは、統計業務の役割分担が連邦統計局と 16 州の統計局の間で明確に出来ている。こうした仕組みは、「Federal Statistical Surveys」と称され、地方分権的な手法である。

この制度のもと、中央の連邦統計局では、連邦の統計調査に関して、「統計調査に重複がないようにすること」、「標準的手法が採用されること」、「スケジュールを遵守すること」に責任を持つ。一方、州の統計事務所の側では、データの収集、加工の大半の作業を実施している。

ホームページでは、中央の連邦統計局の義務とされる項目については、具体的には以下の通り記載されている。

- ・ 様々な統計調査の手法・技術的整備
- ・ 連邦統計プログラムのさらなる開発
- ・ 統計調査の相互調整
- ・ 連邦レベルの結果の編集と公表

3) 連邦統計局の機構

①機構図

連邦統計局は、以下の通り 8 つの局に分かれて業務を実施している。

- ▶ A 局 <Department A>

内部管理、費用測定 (Administration, Administrative Cost Measurement)

- ▶ B局 <Department B>
戦略立案、国際関係、調査・コミュニケーション (Strategy and Planning, International Relations, Research and Communication)
 - ▶ C局 <Department C>
情報技術、数学的統計手法 (Information Technology, Mathematical-Statistical Methods)
 - ▶ D局 <Department D>
国民経済計算、労働市場、物価 (National Accounts, Labour Market, Prices)
 - ▶ E局 <Department E>
ビジネスレジスター、所得、産業、サービス (Business Register, Earnings, Industry, Services)
 - ▶ F局 <Department F>
人口、金融、税 (Population, Finance and Taxes)
 - ▶ G局 <Department G>
農業、環境、貿易 (Agriculture, Environment, Foreign Trade)
 - ▶ H局 <Department H>
健康、社会統計、教育、家計 (Health, Social Statistics, Education, Households)
- なお、連邦統計局長は、伝統的にドイツの選挙管理委員長を兼ねることとなっており、ドイツ連邦選挙、欧州議会選挙の結果に責任を有し、選挙結果について声明を発表する役割を担う。

②統計審議会

連邦統計局に付随して統計審議会 (Statistical Advisory Committee) が設置されている。この統計審議会の最も重要な役割は、統計のユーザーとの意見交換である。一般論として、公的統計は、新しい統計の開始時および既存統計の見直しに際して、統計ユーザーの意見を重視しなければならない。この中でも「統計審議会」と「専門家委員会」は重要な役割を担っている。

そもそも統計審議会は、連邦統計局に連邦統計プログラムが抱える基本的な問題について提言することが基本的な役割である。また、個別の統計に関する問題についても議論がなされており、こうした議論は統計作成者側とユーザー側の両方が参加する場で実施される。議論の結果は、公開されることとなっている。

より詳細な、統計の内容や統計手法の問題については、統計審議会によって設立される

「専門家委員会」で議論されることとなっている。

③連邦システム

ドイツの公的統計システムの特徴点は、それが連邦システム(Federal Structure)によって運営されている点である。地域ごとに統計が整備されるという利点がある一方で、パートナーシップの精神に基づいて、各州の統計局の間で絶え間なく強固な協力、協調関係が維持されなければならないという面もある。実際には、連邦統計局と各州の統計局の間では、頻繁にテレビ会議等を利用して、意見交換等が行われている。

4) 戦略と計画

連邦統計局では、定期的に統計整備に関する計画である Strategy and Program Plan を作成している。直近のものは、2009年に作成された2009年～2013年の計画であり、Fit2012 – Strategic Goal と称して2012年までに達成すべき戦略目標を示している。

具体的な大項目と主要なポイントは以下の通りである。

- 第1目標 – We produce quality products (品目分類の改定など)
- 第2目標 – We work efficiently (ITシステムの改善による効率化など)
- 第3目標 – We address structural reforms (インターネットサーベイの導入検討、企業会計、公会計データの自動的な転送によるデータ収集方法の導入など)
- 第4目標 – We are a strong partner (国内省庁、国外機関との協調など)
- 第5目標 – We are prepared for 2012 (研修の充実など)

1-1-4. ユーロスタット(欧州統計局)

(1) 概要

1) 使命及び役割

ユーロスタットの組織使命は EU に対して高品質の統計情報サービスを提供することである。各国の統計がそれぞれの EU 加盟国にとって重要である一方で、EU 全体の統計は欧州レベルの意志決定プロセスや経済社会動向の評価にとって不可欠なものとなっている。そのためユーロスタットが各国間・地域間で比較可能な統計を提供することには大きな意義があるとされている。

EU 地域の統合の強まりに伴い、国際比較可能な統計の重要性に関する認識が今までになく高まった。例としては、地域レベルで整備された産業統計が欧州経済の産業構造分析に活用され地域産業の競争力や部門間の相互関係を分析した報告書が出版されるなどしている。ユーロスタットの統計は欧州委員会の各総局により多く活用されている、EU レベルでの政策の分析や実施に役立てられている。

また、ユーロスタットは、EU の拡大に伴い、新規加盟国に対して現在の欧州統計に沿った形で新たに統計システムを整備するための技術協力を行っている。

2) 歴史

ユーロスタットの前身は、1953 年に欧州石炭鉄鋼共同体の一部として発足した統計部であった。統計部の創設の目的は当初は共同体の組織としての要求事項を満たすためであったが、年月が経過するにつれてその役割は広がっていき、1958 年に欧州共同体が設立された後は、翌年統計局となった。統計専門の部署として、農業統計や労働力調査などの調査を始めた。注目すべきは 1970 年の欧州経済統合勘定システム(ESA)および経済活動における一般産業分類(NACE)が成立したことである。そのほかでは、1990 年代に大きな変化がみられた。これは、欧州が全体として経済金融統合(EMU)に向かっていったことに伴うものである。所得や雇用に関する分析や、調和された消費者物価の最初の公表などがあった。最近で注目されるのは、新しい欧州連合加盟各国の結びつきをさらに強めるレギュレーションを採用したことである。

これまでの、主要な経緯を整理すると以下の通り。

表 ユーロスタットの主要な歴史

年	出来事
1953	欧州石炭鉄鋼共同体の統計部門として設立
1958	欧州共同体の設立とともにユーロスタットの前身の設立
1959	欧州共同体の統計局として、ユーロスタットという名称が採用される。最初の公表資料である農業統計の資料が発表される。
1960	最初の労働力調査の発表
1970	欧州統合経済勘定システム(ESA)の発表および経済活動における一般産業分類(NACE)の成立。
1974	CRONOS データバンクの最初のドメインの導入。
1988	統計情報に関する最初の政策文書が欧州委員会によって採用される。
1989	統計プログラム委員会が設立され、最初のプログラム (1989-1992)が欧州議会によって統計情報に関する政策として採用される。
1990	欧州議会によって、欧州共同体の統計作成の障害となっていた秘匿情報のユーロスタットに対する提供に関する指令を採用した。
1991	欧州経済地域に関する合意とマーストリヒト条約の採用により、ユーロスタットの役割が増加。
1992	1993-1997 統計プログラムを採用。
1993	単一市場の拡大に伴いユーロスタットの役割が増加。ユーロスタットによる定期刊行物の刊行開始。
1994	最初の欧州家計パネル調査を実施。所得、雇用、貧困、健康等を分析。
1997	アムステルダム条約に統計に関する記載がなされ、統計法が欧州議会によって採用される。EMU の参加基準として策定された消費者物価指数が発表される。
1998	11 カ国で EMU が始まることが決定。ユーロスタットでは、対象地域の最初の統計を発表。1998-2002 年統計プログラムが採用される。
1999	EMU が開始。2001 年にギリシャがユーロ圏に加盟。
2002	1 月 1 日にユーロが開始。ユーロスタットが金融政策のための主要な統計を提供。y 2003-2007 年の統計計画の採用。
2004	調査目的の統計データ(マイクロデータを除く)の無償公表が始まる。
2005	欧州委員会によって European Statistics Code of Practice の採用。
2007	現在有効である 2008-2012 年統計プログラムの採用。
2009	新しい統計協調に関する欧州規制が採用される。

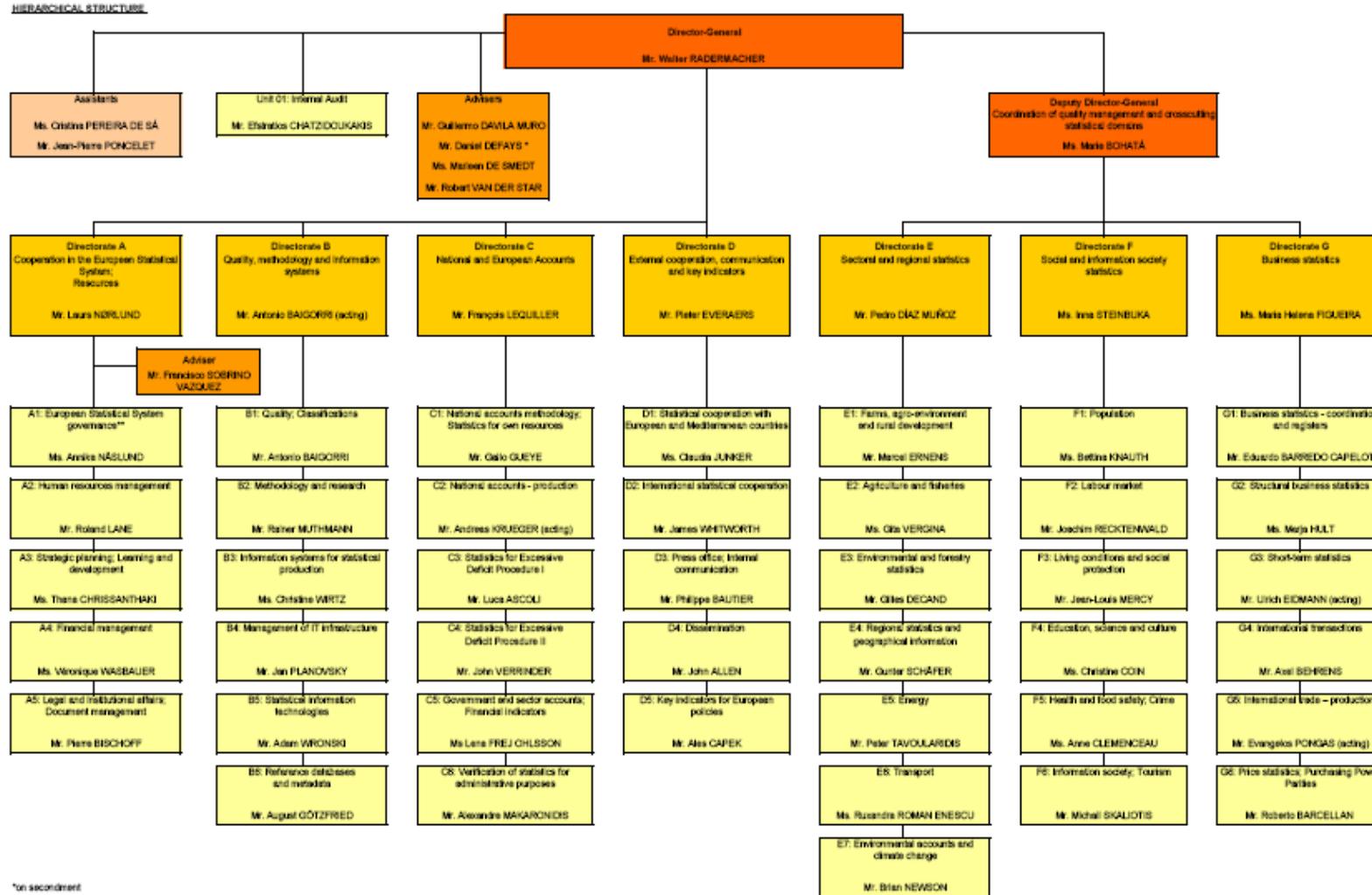
(http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/about_eurostat/corporate/introduction/historical)

3) 組織概要

ユーロスタットは、欧州委員会の一総局であり、内部に 7 つの局が存在している。それぞれの担当は以下の通り。

- Directorate A: 欧州統計システムにおける協調。
- Directorate B: 品質、方法および情報システム
- Directorate C: 国民勘定および欧州勘定
- Directorate D: 外部との連携、広報および主要指標
- Directorate E: セクター、地域統計
- Directorate F: 社会統計および情報社会統計
- Directorate G: ビジネス統計

図 ユーロスタット組織図(2010年12月1日現在)



*on secondment

** includes Secretariat to European Statistical Governance Advisory Board

ユーロスタットには 900 名あまりの職員が勤務し、41 部門で構成され、欧州連合に加盟する 27 カ国をカバーしている。そのうちの 73%が正式な職員、8%が欧州連合加盟国からの派遣スタッフ(主として統計局の職員)である。900 人という数字は、欧州統計局が行っている多彩な業務を考えれば少ないといえる。欧州連合全体では 150,000 人が統計に関する分野で仕事をしている。職員によると、一般的な能力に統計の専門性を兼ね備えている有能な人材を採用することは難しいとしている。採用は一般の欧州委員会のチャンネルを通じて実施される(独自にユーロスタットで採用をしているわけではない)。その結果、統計の専門家が他の欧州委員会を志望する人材に比べて一般的な知識に見劣りするという理由だけで採用されないことがある。

2008 年の予算の総額は 6370 万ユーロ。そのうち経費は 4520 万ユーロで、これらは、欧州連合の統計プログラムの実行に利用される。自身の予算に加えて、欧州委員会の他部署からの予算も受け入れている。この額は 1850 万ユーロ程度である。

4) 規則

欧州連合の統計に関しては多数の規則がある。ユーロスタットに提供されるべきデータ、時期、フォーマットに関して記載されたものなどである。

- 統計の信頼度
- 分類
- 農林水産業
- 域内・域外貿易
- 経済、金融
- エネルギーおよび環境
- 工業、サービスおよび観光
- 石炭及び鉄鋼に関する統計
- 人口および社会環境
- 輸送
- 調査及び開発
- 委員会
- 統計協力
- 基礎および一般条項

それぞれの分類の下で、規則が採用され、全ての加盟国は自国データを規則に従って提出することが求められている。

1-2. 統計職員の確保と人材育成

我が国では省庁再編等の中で統計に携わる人員の削減や統計担当職員の専門知識の不足など、様々な問題が指摘されるようになってきている。人事異動が定期的に行われる状況の下、いかに統計職員を確保・育成していくかということが大きな課題となっているが、これは欧州においても同様である。

まず、イギリスの事例を挙げると、イギリスではニューポートに本部を置き、それまでロンドンにあった国民経済計算担当部署を移管することになったが、この際に、ウェールズにあるニューポートに異動することを拒否する職員もおり、結果的にその多くが退職した(ただ、当時は景気も良かったため、退職しても金融機関や他省庁に就職先が確保される場合が多かった)。しかし、政府には「労働力の地域間バランス化」という目標もひとつにあり、ONS の機能をニューポートに移すことによりロンドンへの一極集中を回避するとともにウェールズにおける雇用を促進することにもつながった。

採用については、ONS は近隣のカーディフにあるカーディフ大学などから優秀な人材を確保する取組みを続けており、大学の就職説明会等にてブースを設置し、リクルーティング活動を展開している。ただし、政府は「効率性」を以前以上に追求しており、予算が今後 4 年間で 20%削減されることから、人材の大量採用はしていない³。採用区分は「幹部職」「非幹部職」に分かれており、幹部職であってもバックグラウンドは統計学のみならず経済学や地理学など多岐にわたっている。

ONS の内部には、統計研修ユニットが存在し、ONS 職員や統計作成省庁に配属された政府統計サービス(GSS)と称する統計専門家集団に対して、統計の研修を実施している。研修には「データ収集」といった初歩的なものから、より専門性の高いものまで幅広く準備されている。幹部職に対しては、採用後、統計作成の様々な現場を経験させるために 18 カ月毎に、5～6 年の間、配置転換をするプログラムを実施している。18 カ月という期間では、ちょうど業務に習熟してきたところで異動しなければならないことになるが、このように様々な部門を経験することが将来的には幹部として ONS に貢献することにつながると考えられている。

フランスは状況がいささか異なり、統計人材の育成・確保そのものを INSEE が積極的に行うという特徴が見られる。

INSEE は、Genes を通じて、統計専門家、経済専門家、情報処理の専門家の教育と研究の機会を確保している。これらの学校では、企業、行政官、公的機関の関係者が研究を行っている。INSEE は、主として①経済モデルと②統計手法という二つの領域で研究を行っている。

³ ONS の職員は公務員 (Civil Servant) であるが、勤務体系や給与等は、固定したものはない。ロンドンから移ってくる際には、引き留めたい人材に対しては、人事部門から週末を 3 日にするといったような雇用契約案を提示するなど、柔軟に対応した。なお、ONS では、全体の予算と業務の Output だけが決められており、その予算の中でどのように効率的に作業をするかは、幹部の判断に委ねられている。

① Genes について

INSEE が提携する Genes については、2 つの学校と 2 つの機関から構成される。

i) 学校

ENSAE (国立統計・経済管理学校)

ENSAI (国立統計・情報分析学校)

ii) 研究機関

CREST (経済・統計研究センター)

iii) 職業訓練センター

CEPE (経済学教育センター)

② ENSAE について

ENSAE はフランスの学制でグランゼコルと称する学校の一つである(日本の大学に相当)。経済、統計を専門に学ぶ学校であり、1 学年 125 名で、公務員、非公務員に対して教育を提供している。INSEE からは、行政官 (Administrateurs) 候補生が入学する。

入学者は、他のグランゼコルもしくは、グランゼコルに入学するための予備学校出身者から選ばれる。INSEE の行政官候補生は、入学前に INSEE の選抜に合格している。在籍は、過去の学歴に応じて 2 年～3 年となっている。

なお、実態として、INSEE に行政官として採用される幹部候補生の大半は、予備学校の後に、陸軍理工科大学校 (ポリテクニク) に 3 年通い、その後、ENSAE に二つ目のエリート養成学校に入るパターンができています。彼らは ENSAE に入学する段階では、卒業後に INSEE に入ることがほぼ決まっています。

③ ENSAI について

ENSAI は統計、計量経済、情報学の各分野を深めようとする学生のための専門学校であり、統計工学と情報処理の二つの分野を学ぶ。40% の学生は、INSEE の研修生として入学し、2 年間の学習後、統計官補佐として INSEE に就職する。一方、他の 60% の学生は 3 年間学習した後、公的な学士資格 (工学) を得て卒業する。

ENSAI には、通常、グランゼコルに入学するための予備学校出身者から選ばれる。INSEE の研修生は、入学前に INSEE の選抜に合格している。

④ CREST について

CREST は INSEE と ENSAE などが共有する経済と統計を専門にする研究センター。この研究センターの主たる目的は以下の二つである。

- 社会・経済のモデル化
- 統計手法の企画、開発

CREST は約 100 名の研究員を擁しており、うち 45 名は博士号保有者となっている。

⑤ CEPE について

CEPE は、経済学教育センターとして、公的機関、民間企業を問わず、統計を深く学習しようとする希望者に門戸を開放している。

このようにして相当程度の統計に関する知識を備えた人材が採用されてくるが、新規採用者の育成に関しては、最初の6年間、異なる統計作成分野を3年ずつで異動する。そして、その後の配属先は、自分で選ぶことになる。一度、ある統計分野に正式配属された後に、別の統計分野に空きポストがあれば希望して異動することも可能。しかし、一つの部署でキャリアのステップアップを図ることが大半である。

現在の政府の方針で退職者数の半数しか新規雇用することが認められていない環境の下、業務の生産性を向上させることが急務となっている。そのため、職員の専門性を高めるため、人事政策の方針を変えつつある。具体的には、15年程度をかけて各職員の専門性を高めるため、6分野36種類の専門性に分類して、各職員の専門性を高めるように取組みが行われている。

公務員の生涯教育について定めた2007年10月25日の政令によって、公務員は、所属先の人材育成方針によって研修ニーズと、各個人が希望するキャリアパスを踏まえた研修ニーズの双方を満たすような研修を受けることになっている。これに基づいて、現在 INSEE では改革が進められており、そのために必要な2011年の研修計画が策定されたところである。

地域統計機関であるユーロスタットにおいても、研修プログラムは内部(職員)向け・外部向けのものが整備されている。内部向けの研修は、統計、経済、経営支援、プロジェクト管理等といったコース内容となっており、2010年には、218日間(1日7.5時間計算)、延べ人数にして2,700人以上(ユーロスタットの職員は800人)に対して研修プログラムが提供された。また、欧州各国の統計局の職員向けには「欧州統計研修プログラム(European Statistical Training Programme: ESTP)⁴」が設けられている。データ収集、調査手法、データ分析、広報といった統計各分野を網羅するプログラムとなっており、対象国は欧州各国だけでなく、欧州自由貿易連合(EFTA)⁵の国々も参加する。その他、ESTPは以下の特徴を有する。

- ・ 研修の場所は、ユーロスタット(ルクセンブルグ)及び各国の統計局所在地
- ・ 研修の平均的な所要日数は2~5日であるが、最長のものは政府会計に関するもので2週間
- ・ 1日で終了するコースはない。欧州から泊まりがけで来る参加者が多く、短いものは用意していない。参加者は研修費用を払う必要はない。ただし、宿泊費、交通費は自己負担
- ・ 基本的に参加者は、EU(将来加盟が予定される国を含む)、EFTA 諸国の統計部門で勤

⁴ http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/pgp_insight/pge_estat/tab_staff

⁵ アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン

務する職員や Eurostat の職員が想定されている。しかし、日本を含む域外国や国際機関からの参加も可能である(ただし、各コースには定員があり、定員を超えた場合には、欧州地域の統計局の職員が優先される)。

各国ともに、採用時にはある程度の素養を持った人材を採用した上で、2～3年程度の比較的短い周期で様々な部署を経験することによって多様な専門性を習得させていることが明らかとなった。また、職員に対して、常に長期的な視点を持った、言い換えれば長期的な統計行政のあり方に立脚した研修プログラムが構築されており、網羅的な研修受講が可能となっている。このようにして積み重ねられていく経験もある意味ひとつの専門性ということができ、特定分野に詳しい一方で多様性も有する専門家を育てているということが言えるだろう。

1-3. 学術組織との交流・連携

学術組織との交流については、国によって様々ではあるものの何らかの関わりを持っている組織がほとんどであった。交流の内容は主に、評議会や委員会等への学術研究者の関与、大学との連携による講座の実施、大学教員と統計職員の往来などが挙げられる。以下にいくつかの例を簡単に示す。

イギリスの ONS では、サウサンプトン大学と共同で「公的統計学」に関する遠隔教育コースを設置している。これは、モジュラーシステムを採用しているため、関心のある科目のみの受講も可能である。このコースは必ずしも ONS の職員だけを対象にしたものではなく、全ての希望者に対して開放されている。

イタリアでは、統計局とローマ大学が協定を結んでおり、ローマ大学の教員がイタリア統計局職員に対して統計理論や手法などについて指導を行うことなどが定められている。また、詳細は不明であったが、ローマ大学内に公的統計を専門に教える学校を設立することも検討されている模様である。

ユーロスタットでは、ドイツのトリーア大学と 2008 年に協定を結び、統計手法に関して同大学の教員がユーロスタットの職員に対して講義を行っている。ユーロスタット側は、この協定によってトリーア大学の教員が、ユーロスタットの統計作成について革新的な考え方を提供してくれていると感じており、現時点では協定は成功していると評価されている。この評価を踏まえて、このような協定関係のほか大学への拡大が検討されている。また、大学教員とユーロスタット職員の往来も考えられており、ひいてはユーロスタットと各大学等の研究者の間で知識の共有が図られるようになると考えている。

また、公的統計に詳しい人材の育成、欧州全体での統計の協調関係の推進、職員の専門性の向上などを目的に、「欧州公的統計学修士 (European Master in Official Statistics)」課程をユーロスタットの支援の下に設置するかどうかを検討されており、調査時点ではいくつかの大学が関心を示していた。本課程を設置する大学から、各国統計局は研修生を受け入れ、優秀な人材がその後各国の統計局で採用されることが期待されている。ただし、統計局では、既存職員に対してそのような教育を受けさせたいと考えている傾向が強いため、「生涯学習の機会」として考えている統計局と、より若い学生に魅力的な就職先として統計局を捉えたい大学側との間に認識のずれがあるのが実態のようであり、実現までにはしばらくの時間を要することが見込まれる。

学術界等との交流において特徴的であった点は、新たな手法や視点に関して学術界からの貢献が少なからずあったこと、また学位プログラムを共同で設置して運営しようという機運があることであった。その他にも、統計実施部局と大学との公的統計に関する意見交換の実施、研修生としての学生の受け入れと将来的な採用、統計局職員と大学教員との交流などの取組みがうかがわれた。これらにより、統計調査の効率的な実施のための手法の開発や相互理解の促進など、様々な効果が期待される。

1-4. 統計の信頼性確保及び広報活動

社会・経済の基礎情報として、また政策や意志決定の基盤として統計情報が不可欠であることはいうまでもないが、統計の信頼性を高め、かつ維持していくことは統計関係者にとって大きな課題である。そのため、欧州地域では統計の品質が非常に重視されているほか、政治からの独立性を確保することも重要な事項となっている。

信頼性を測る手段としては、ユーザー側に対する意識調査が有効な手段であるが、ONS がイギリス統計委員会(当時)とともに 2004 年に実施した調査によると、統計ユーザーが公的統計に対して抱いている懸念は、例えば以下のようなものであった。

- ・ 統計上の定義や収集統計の選択の段階などで恣意が働いているのではないかという懸念
- ・ 政府が公的統計を操作しているという認識
- ・ メディアが公的統計を誤解し、バイアスをかけて報道していると考えている人が多いこと

これらの懸念事項に対処するため、ひいては国民の統計に対する信頼を高めるため、ONS では様々なプロジェクトを展開した。最近も、公的統計に対する国民の理解を深めることを目的に、王立統計局 (the Royal Statistical Society : RSS) が 2010 年 10 月 20 日、統計資料の利用機会を増やし、その理解を高めるためのキャンペーン「Getstats campaign」を開始した。同キャンペーンは市民が統計資料を効率的に利用し、批判的に情報を見ることができるようになることを目標としており、今後 10 年間にわたり実施される予定となっている。また、ジャーナリストや法律家、学術機関などを対象とした、統計の有用性を広める研究・指導プロジェクトも計画されている。

また、日常的な側面では、ONS では Business Data Division に専門の担当部署(ホットライン対応)を設置して外部からの問い合わせに対応している。

広報については、統計情報は公共財であるという認識の下、統計データは基本的にホームページにおいて無料で公開されている場合がほとんどである(特殊データは有料であったり、制限付の提供であったり、リクエストには対応しなかったりと、組織によって異なる)。以前は紙ベースの出版物を通じた広報が主流であったものの、インターネットの普及に伴い、PDF ベースのものになったり、ウェブ上からのデータそのもののダウンロードする形になったりと、媒体が大きく変化している。内容についても、ただ単にデータを載せるというだけではなく、より統計データの意味を説明したものや分析を行ったものが増加している。これは統計データに対する需要の高まりと、何らかの目的のために利用されることが増えてきていることを反映したものであると捉えられる。

第2章 統計の手法、品質確保について

2-1. ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・活用

公的統計の整備に関する基本的な計画では、事業所母集団データベースの構築・利活用に向けた取り組みを行うこととされており、先進的に様々な取り組みを行っている欧州における状況を簡単に調査した。

イギリスでは、我が国と同様に、税務記録情報をそのまま統計に利用することはできなかった。そのため、1993年に年次雇用調査(Annual Employment Survey: AES)によって統計調査の事業所名簿に必要な情報を得ることを開始した。AESは1999年まで行われ、その後年次レジスター調査(Annual Register Inquiry: ARI)に発展、さらに年次企業調査1(Annual Business Inquiry: ABI/1)と統合され、2009年よりビジネスレジスター・雇用調査(Business Register and Employment Survey: BRES)という調査となっている。BRESを通じて省庁間共用ビジネスレジスター(Inter-Departmental Business Register: IDBR)の名簿が整備されている。また、ビジネスレジスターの維持のために、源泉徴収制度(PAYE)に基づく情報と付加価値税(VAT)に基づく情報、会社登記庁からの情報、さらには(多国籍)企業組織情報の把握のために民間のダン&ブラッドストリート社から情報を得たりしている。ONSには異なるPAYE番号とVAT番号をマッチングさせるソフトが存在しており、マッチングが難しい企業に対しては、状況を明確にするために追加的に質問票が送られている。つまり、ビジネスレジスターの整備は税務情報等の行政記録により更新されており、統計調査結果がビジネスレジスターに取り込まれているわけではない。これは、ビジネスレジスターはあくまでもサンプル抽出のための名簿であるという認識であり、また、統計調査結果では未提出事業所の欠損が出ること、行政記録の数値との間に相違が生じる可能性があることから確実な数値である行政記録のみを利用しているということである。

なお、IDBRは基本的に全ての企業を網羅しているが、VAT登録対象とならない売上額が年間1万ポンド以下の零細企業等は含まれない。ただし、このような企業の占める割合は非常に小さいため、統計作成の際には無視できるレベルであると考えられている。

フランスでは、シレーヌ(Système Informatique pour le Répertoire des Entreprises et de leurs Etablissements: 企業とその事業所の総覧のための情報システム、SIRENE)という、フランスの国内で活動している企業とその事業所の状態に関する情報を登録したもので存在する。外国企業もその中に含まれており、INSEEは1973年3月14日政令により、その管理を委託されている。INSEEでは各企業に9桁の番号(SIREN番号と称する)を、そして、その企業の傘下にある事業所に5桁の内部分類(SIRET番号と称する)を付与している。例えばINSEEの場合は以下の通りである。

例			
INSEE	SIREN	120 027 016	
INSEE-本部	SIRET	120 027 016	00019
18 Boulevard A. Pinard			
75675 Paris CEDEX 14			

シレーヌ総覧の中から、現在、「行政的に活動中(Administrativement Actifs)」の企業・事業所を再整理したものが、シレーヌデータベース(SIRENE base de données)と称するものとなっている。このデータベースは、フランス国内の活動中の企業・事業所を再整理したもので、現在、500 万の企業、800 万の事業所が登録され、一般に公開されている。なお、このデータベースは年に4回(1月、4月、7月、10月)更新される。シレーヌデータベースは、絶え間なくかつもれなく更新されていることから、市場調査、事業見通し作成、顧客・業者管理等に利用可能である。なお、シレーヌで収集される情報は、名称、所在地、設立日、事業停止日、従業員数などである。

シレーヌは網羅性が非常に高いが、これは、各企業が企業もしくは事業所を設立した時点で INSEE に登録し、シレーヌ番号を取得しなければならないからである。INSEE ではこの INSEE 番号を基にビジネスレジスターの整備を実施している。なお、企業は INSEE 番号を持たない場合は、口座を開設することができない。ただ、企業の持つ INSEE 番号とその傘下事業所の持つ INSEE 番号は対応していないため、両者の関連付けを行った上で経済活動を把握しなければならないという問題がある。

また、シレーヌでは法的な構造は捉えられるものの、経済実態を必ずしも反映しているものではない。例えば、PSA(プジョーグループ)では、必ずしも自動車の製造だけでなく、単に人材を採用する機能を持った企業、自動車の輸出販売を専門にしている企業などがあり、これらの企業グループ構造を、一つの企業グループとして現在の SIRENE で捉えきことは困難である。そこで、プロファイリング調査によって、企業グループの実態を知る必要がある。実際に EU 全体でこうしたプロファイリング調査によって調査することの研究が進んでいる。

ビジネスレジスターの目的はサンプルの母集団の構築であり、様々な行政記録を活用した精度の高いデータベースの実現が目指されている。定期的なビジネスレジスターの更新が必要とされるが、その際には税務記録を含む行政記録を活用することや、一定規模以下の企業／事業所のパネル化したサンプル調査を通じた把握を行うことにより、効率的かつ信頼性の高いビジネスレジスターが実現されるものと考えられている。これは、税務情報の取り扱いの点など違いはあるものの、以下に効率的で高品質のビジネスレジスターを構築するかという点では、参考になる情報が多分に含まれていると思われる。

2-2. 統計調査実施の効率化

予算の削減、人員の減少、統計需要の増大など、統計整備を取り巻く環境が厳しさを増す中で、各国ともに統計調査の実施をいかに効率化していくかという共通の課題を有している。その手段は様々であるが、可能な範囲で業務の一部を民間委託することや、調査における IT 技術の活用、統計調査以外の情報の活用など、以下の通り様々であった。

イギリスでは、入札制度を通じて、統計調査の一部を民間の事業者に委託しているものもあるほか、コスト削減の観点からはインターネットの活用なども検討されている。インターネット活用の検討の背景には、イギリスではブロードバンドの普及率が 80% 近く上っており、今後数年内に 95% 近くまで到達するという政府の計画があることが大きい。ブロードバンドを有効に活用できれば、統計調査の背景や回答方法などの説明資料を動画として配信することも可能となる。

インターネットを利用した調査は既に試行的段階にあるが、回答率は例えば労働力調査の場合 20%～25% 程度となっており、対面式の調査に比べると大幅に低いという問題／特徴がうかがわれる。また、インターネットではセキュリティの問題なども考慮しなければならず、まだ最適な手法を探っている段階にあるといえる。ただ、ネット普及率が今後さらに高まること、また、人手をかけた対面調査よりも大幅に調査費用を削減できることから、調査の効率化という観点からは有望な調査手段として最適な形を模索している段階であった(なお、同数の回答を得るための必要なコストは、対面調査とインターネット調査ではほぼ 10 対 1 の割合とのことであり、統計調査にかけられるコストが削減されていくという方向性の中では、避けて通れない調査手法であると言った方が良さだろう)。さらには、将来的には、スマートフォンを活用できないかどうかも検討されているほか、対面調査でも特殊なペンと調査票による情報収集がすでに実用化している。このペンを利用して調査票に記入すると、その結果内容が、調査者の携帯電話を通じて ONS のサーバーにほぼ同時に記録が転送される仕組みとなっている。このように、情報技術の進展が統計業務の効率化に果たす役割は非常に大きいといえる。

フランスについては、統計収集の負担を軽減するために、INSEE が他の行政機関が収集した資料を統計作成のために利用しているということが明らかとなった。具体的には、「市民の状態に関する謄本」、「毎年の賃金に関する申告」、「個人事業主台帳 (Urssaf)」、「商業および産業の利益資料 (BIC)」、「TVA (付加価値税) に関する申告」などが挙げられる。

また、予算状況が厳しくなる中で、行政記録の積極的な活用、業界団体の情報の利用、インターネットの利用に力が入れられており、これにより効率的に統計を作成することが可能となっている。

その他、欧州内の統計関係機関に全般的に当てはまる主要課題としては、回答者の負担軽減の必要性、より多くかつ複雑な統計情報に対する需要の高まり、統計の質の向上の必

要性、グローバル化に伴う統計ユーザーのニーズの高まり（多国籍企業が増加する中での統計整備のあり方、移民や地球規模的な変化などの部門を越えたデータへのニーズの高まり）、情報技術の進歩と様々なものがある。これらの課題に対処するためには、統計業務の「効率化」が重要であるとともに、効率化なしでは大きく変化する統計実施環境に対応できないという問題も生じてしまう。主な解決策は、優先度の低い（ネガティブ・プライオリティ）統計調査の洗い出し、同一・類似データに関する複数の法の整理（例：欧州レベルでは、売上高データに関する法が現在は6つも存在するが、2017年までにはこれを1つに統合することが目指されている）、既存の行政情報の活用による同一情報の重複収集の回避（ただし、行政記録は統計整備目的に収集されたものではないためそのまま利用するには限界があるという問題も併存する）及び既存情報の再利用、プロセスの標準化と共通データウェアハウスの設置、さらには各国間での共通IT基盤の構築を行うことなど様々なものが挙げられる。つまり、「行政記録の利用」「統計情報の再利用」「共通のプラットフォームを持つデータベースの構築」「新たな技術の活用」「整備する統計データの再整理（ネガティブ・プライオリティの抽出）」などを通じ、無駄の削減と効率化を図り、ひいては記入者負担の軽減にもつながるとというのが、全般的な方向性であるといえる。

2-3. 統計の品質確保と評価方法

第1章で統計の信頼性について若干触れたが、統計の品質確保は各国にとって非常に重要な課題である。また、質の高い統計は、正しい経済政策等を持ち引き出す際に必要不可欠なものであり、これは各国のみならず欧州全体でも同様である。

イギリスでは、一時期、公的統計の質に対する国民の信頼が著しく低下した時期があり、現在も統計組織の独立性の維持や品質の確保に対しては非常に神経を使っていることがうかがわれる。

ONS は、多様化する統計ユーザーのニーズを満たす統計の品質の確保を非常に重視しており、公表される統計の持つべき品質として、

- ・統計ユーザーのニーズを反映すること
- ・統計の全ての関与者へ経済的であること
- ・統計ユーザーの目的に適合させることを前提としたプロセスを経て作成する
- ・統計方法に関する透明性の確保すること
- ・合意された規準に沿った作成であることを周知
- ・コンテンツ及び、プレゼンテーションへの品質の保証
- ・長期にわたって使いやすいこと

を掲げている。

高い品質を確保するための方針として、ONS は『品質戦略 2008-2012』を発表しており、ONS 全体の戦略指針をサポートしている。そして組織全体にわたり以下の4つの目標を達成することを目指している。このONSの戦略は、独立性及び指針に沿っているかに関して、毎年Executive Management Groupによってレビューされている。

- ・最新のメタデータ及び品質情報を含む関連アウトプットの生成
- ・統計アウトプットの比較可能性の強化への努力
- ・標準品質アプローチの利用の拡大
- ・品質管理の利用及び継続的な改善を促進への努力

<経済・社会・企業統計の品質情報>

国家統計適正基準(The National Statistics Code of Practice)では、国家統計の情報は品質測定情報を定期的に公表することによって維持されるとされており、ONS は経済・社会・企業統計の品質に関して2種類の報告書を発行している。ひとつは「基本品質情報 (Basic Quality Information)」であり、もうひとつは「品質概要報告書(Summary Quality Reports)」である。基本品質情報は、最初の主要指標速報の参考資料として発行され、この情報は指標の公表ごとに出され、動的かつ定量的な品質測定とともに、品質の課題を詳述している。

品質概要報告書は、総括的な報告書(Overview Notes)であり、ユーロスタットの6つの品質

基準⁶の定性的な情報をまとめている。また、この報告書は各種のアウトプットの生成方法の概要を提供し、統計の見積り方法についての品質の影響の詳細も述べている。

<品質の評価方法>

2008年4月1日以前は、統計の質を評価する仕組みとして、国家統計品質点検プログラム(The National Statistics Quality Review Programme (NSQRP))が実施されていた。このプログラムは、すでに終了した多くの品質レビューの効果を定性的に評価する共同事業としてONSと統計委員会(当時)により実施されていたものであり、データが正確に生成されていること、妥当であること、及び品質上の問題点が記されていることを保証することを目的としていた。

現行の適正基準(Code of Practice)でも信頼できる手法による調査と確実な品質の実現が公的統計が順守すべき事項として明記されており、その重要性は変わらない。なお、2010年12月現在、NSQRPに代わる品質点検プログラムがONSにて検討されている。

フランスにおいても、かつては「統計の結果について評価」や「その正当性の立証」などは要求されなかったものの、現在は、それが強く要求されるようになっており、統計作成部局としては重荷となっていると受け止められている。また、最近では回答率が低下していることや統計調査に対して自発的な協力が得られにくくなっており、統計の質そのものに大きな影響を及ぼすものと懸念されている。

なお、統計の品質とはINSEEにおいて以下のように定義されている。

統計の「品質」に関しては、厳格な手法の適用が何にもまして重要である。そして、それに携わる関係者の職業倫理も無視できない。

一方、作成された統計の品質について、統計の利用者が正確に理解してもらう必要があり、そのためには利用者に対して適切に情報を発信しなければならない。これが現代的な意味での「品質」についての考え方である。

フランスでは、欧州委員会により「欧州統計実践規約(Code de Bonnes Pratiques de la Statistique Européenne)」が発表される前から、統計の品質については、公的統計の作成者の強い関心事項であった。ただし、欧州統計実践規約には、「統計の品質について統計利用者に十分に知らせる配慮」が水面上に出てきている。INSEE および公的統計サービスを提供する部門では、統計結果の品質について、公表する情報量を増大させている。

そもそも欧州統計実践規約は、ユーロスタットや欧州中央銀行を対象にしたものであるが、フランスのCNIS(統計情報国家評議会: Le Conseil National de l'information Statistique)は、国内の公的統計にも

⁶ 6つの品質基準とは、「関連性(Relevance)」「正確性(Accuracy)」「適時性及び定時性(Timeliness and Punctuality)」「可触性及び透明性(Accessibility and Clarity)」「比較可能性(Comparability)」「一貫性(Coherence)」

同規約の内容が適用されることを強く推奨している。それを受けて、INSEE および公的統計サービスを提供する部門では、この規約に積極的に準拠するようにしている。

なお、INSEE や公的機関が作成する分析は、この規約が対象とするものではない。

統計の品質に関しては、国際連合が、民主的な社会にとって統計が不可欠な要素であることを考慮して1994年に発表した「公的統計の基本原則(Fundamental principles of official statistics)」以降、国際通貨基金やOECDが同様の提言を発表している。2005年に欧州委員会が発表した「欧州統計適正基準(European Code of Practice)」は、これらの既存の成果物を前提としていることもあって、最も詳細でかつ簡潔にまとめられている。この規約の品質管理は、EQFM (European Foundation for Quality Management) モデルに準拠している。

ユーロスタット関係では、2005年に15の原則から成る欧州全体の統計適正基準(Code of Practice)が採択されており、その第12原則に基づいて、各国統計局はユーロスタットに対して提出データの品質に関する報告書を提出しなければならないとされている。ユーロスタットは、それらの提出データ・品質報告書をさらに評価して欧州全体のサマリー品質報告書を作成している。その点で、欧州全体のデータが公表される際には、品質評価が各国統計局及びユーロスタットの2段階で行われていることになる。

ユーロスタットの実施する品質評価は、さらに毎年欧州統計ガバナンス助言評議会(European Statistics Governance Advisory Board)のモニタリングを受ける仕組みになっている。

ユーロスタットでは、評価プロセスも策定されており、品質保証枠組み(Quality Assurance Framework)を構築して様々な段階で品質を確保するための取組みを行っている。統計プロセスの文書化や測定は「品質報告書」「プロセス記述」「ユーザー満足度調査」を通じて行い、評価は「プロセス評価チェックリスト」「ユーザー調査」「パートナー調査」を実施することにより行っている。また、評価は担当部署のみならず、統計作成部署とともに行われており、これまでの経験上、プロセスの評価チェックリスト(内部資料)の利用が有効であると考えてられているとのことである。なお、これらの評価の結果抽出されたベスト・プラクティスは、プロジェクトマネージャーによる質問票への回答やウェブ上でのCybernewsを通じて組織内で共有されている。

これらの情報より、質の高い統計調査結果の確保のためには、独立性を維持することにより統計の信頼性を確保すること、ユーザー評価(満足度調査)を含む質の評価プロセスを策定すること、また品質を評価する委員会等を設置してさらなる評価を行うことが重要であることが明らかとなった。我が国では、様々な類似統計の間には前提条件や調査手法が異なるためなかなか統一できないという問題はありながらも、効率性と質の確保が最も実現しやすい形で統計調査を統合していくことが望ましく、また、各々が作成する統計調査の質がどのように維持されているか等、内部から外部にわたって、一定の評価プロセスが構築・適用されることが、これまで以上に求められると考えられる。

おわりに: 調査研究全体を通して

今次の欧州での現地調査からは、我が国の統計の体系的整備、統計データの有効活用の推進、効率的な統計作成、統計リソースの確保などを推進するにあたり、主に次のような方向性が明らかとなった。

【人材育成】

ある程度の素養を持った人材の採用と多様な専門性の習得を通じ、ある分野のみに特化しない多様性のある専門家を中長期的な視点の下に育成

【学界等との交流】

講座や学位の設置、統計局職員と大学教員との相互交流、意見交換の実施、新たな統計調査手法の研究などを通じた、相互理解の推進及び新手法の開発

【統計調査実施の効率化】

統計調査以外の情報の活用、整備する統計の再整理、情報技術の活用等を通じた無駄の削減と効率化(⇒記入者負担の軽減)

【統計の質の確保】

独立性維持、評価プロセスの策定等を通じた質の高い統計調査結果の維持

【ビジネスレジスター】

行政記録の活用や、一定規模以下の企業／事業所のパネル化したサンプル調査を通じた把握による、効率的かつ信頼性の高いビジネスレジスターの実現

ただし、これらのポイントは欧州における比較的先進的な事例を基に抽出された方向性であり、現在の我が国の状況を鑑みると、一朝一夕に同様に実現するものではない。予算が限られている中では統計職員の大幅増員は見込めないことから、いかに精度を維持しつつ効率的に調査を実施するか、また統計業務を十二分にこなせる人材をいかに育成していくかという点がまず大きな課題として挙げられよう。そのため、公的統計の整備に関する基本的な計画に掲げられた施策の推進に向けて、可能な項目や分野からひとつずつ着実に実施していくことが必要である。特に、全ての業務を遂行する要となる統計職員の育成は、統計の質や信頼性等、様々な方面に影響を及ぼす重要な課題であることから、欧米やアジア等の各国の人材育成制度や課題・取組みについてさらなる研究を行い、我が国に適用しうる体系的な人事育成プログラムを早急に検討し、できることから実行に移すことが望ましいと考えられる。

また、各国の問題意識や取組み等に関して定期的に情報交換を行い、解決の方向性を見出していくことは、目まぐるしく変化する統計を取り巻く環境に迅速に対応するための有効な手段である。ただし、留意すべき点もある。日本の統計制度は本当に全ての面において欧米諸国より劣位な位置づけにあるのであろうか。たとえば、サービスに関する統計は明らかに日本

が先進国であるにもかかわらず、イギリスなど諸外国の方が先進的とされている。その結果、統計の整備にあたって、日本の経験を反映した国際基準づくりへの貢献が小さいように思われる。これは、海外における日本のプレゼンスの低さを表しているのではなかろうか。

そのためにも、統計関係職員が例えば毎年各国統計作成機関を往訪し、議論を深めていく仕組みを作ることは、ネットワーキングの観点に加え、実質的な各国状況の把握・分析の観点からも有益であると考えられる。

今回の調査は出発点であり、今後我が国において効率的かつ効果的な統計整備が行われていくためのひとまずの参考情報を提示したものである。主要な点については今後さらに調査を行って着実に実施に結び付けていくことが重要である。